

文書番号	在宅. ひらデイ 03	社会福祉法人 聖徳園	頁		1/7	
発行日	2026. 4. 1	ひらかた聖徳園デイサービスセンター  (指定通所介護・予防通所事業) 事業運営規程	承認	理事長	起案	森井
版	1					

(運営規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 聖徳園 が設置する ひらかた聖徳園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び予防通所事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護事業の運営に当たっては、要介護者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行い、家庭において自立した日常生活を営むことが出来るよう援助することを運営の方針とする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 予防通所事業の運営にあたっては、要支援者・事業対象者の心身の特性をふまえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他の援助を行なうことを運営の方針とする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所が行う指定通所介護事業及び予防通所事業は、第1項・第2項の方針を達成するために特別な事情のある場合を除き、一元的に継続して提供するものとする。

4 指定通所介護事業及び予防通所事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条21項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

7 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行う

8 予防通所事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、地域包括支援センター等へ情報の提供を行う。

9 前8項のほか、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年枚方市条例第48号）、枚方市指定予防通所事業者の指定並びに指定予防通所事業の人員、設備及び運営並びに指定予防通所事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則」（平成29年枚方市規則第19号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定通所介護及び予防通所事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ひらかた聖徳園デイサービスセンター

(2) 所在地 大阪府枚方市香里ヶ丘3丁目15番地1

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日(12月31日及び1月1日・2日・3日を除く)
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分まで
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後4時30分まで

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日1単位55人とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員 機能訓練指導員と兼務)  
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定予防通所事業〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 通所介護従業者
  - ①生活相談員 3名(内2名は介護職員と兼務)  
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画(通所型サービス個別計画)の作成等を行う。
  - ②介護職員 11名以上(内2名は生活相談員と兼務)  
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。
  - ③機能訓練指導員 5名(内1名は管理者と兼務)  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。
  - ④看護職員 3名  
看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

3 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。  
(指定通所介護及び予防通所事業の内容及び取扱方針)

(指定通所介護及び予防通所事業の内容)

第8条 指定通所介護及び予防通所事業の内容は、次に掲げるもののうち、必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 身体介護  
入浴又は清拭は、申し出により行う。排泄は、適時・適切な方法により、一部介助、全介助を行う。整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- (2) 食事の提供  
利用者に提供する食事は、利用者の嗜好を十分に考慮しつつ、出来るだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み、かつ、消化、吸収の実をあげるよう調理に努めることはもとより、複数の献立により選択を可能にする。また、利用者の食事は、自立の支援を目指し、

出来るだけ離床して、食堂で喫食されるように配慮する。

(3) 健康管理

利用者の健康チェックを行い、必要に応じて検査等適切な措置を講ずる

(4) 機能訓練、介護予防

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練、及びアクティビティを通して活動意欲を高める。

(5) 相談・援助

利用者の心身状況、家庭環境等の適切な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、レクリエーションを行い、グループワーク等への参加を促す。

2 指定通所介護及び予防通所事業は、利用者の認知症の状況等の心身の状況を把握して、要介護、要支援、及び事業対象者状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。

3 指定通所介護及び予防通所事業の提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限することを行わない。

(通常の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、枚方市、交野市、寝屋川市及び高槻市の区域とする。  
予防通所事業においては枚方市とする。

(利用料等)

第10条 指定通所介護及び予防通所事業の費用は、次の各号に掲げる額について、利用者から支払いを受けるものとする。

- (1) 指定通所介護及び予防通所事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）及び各市町村における介護予防・日常生活総合事業に関する規則等に規定されている額によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険給付額を差し引いた額、及び各市町村における予防通所事業に関する規則等に規定されている額とする。
- (2) 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。
- (3) 要介護認定申請中に利用があり、その後要介護状態区分が自立（非該当）と判定された場合、利用料は要介護1に準ずる金額とする。
- (4) 通常の通所介護事業実施地域を越えて行う通所介護の送迎に要する交通費は、1回利用ごとに1000円（税込み）とする。なお、有料道路を使用する場合にあっては、有料道路通行料を加算する。（通常実施地域にあっても同様とする）。
- (5) 食事料金については、750円（税込み）とする。
- (6) おむつ代については、150円（税込み）とする。
- (7) その他、指定通所介護及び予防通所事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用は、実費とする

2 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料等（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

3 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けるものとする。

4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書

- 5 5 で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。  
法定代理受領サービスに該当しない予防通所事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護及び予防通所事業の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、利用者に対し交付する。

（説明及び同意）

- 第 11 条 指定通所介護及び予防通所事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

（利用者の留意事項）

- 第 12 条 利用者又はその家族は、指定通所介護及び予防通所事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項及び利用当日の健康状態等を具体的に職員に連絡し、事故の防止並びに心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう、特に留意することとする。

（緊急時における対応）

- 第 13 条 指定通所介護及び予防通所事業の提供中に利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行うなどの必要な措置を講ずる。  
2 事業所は、利用者に対する指定通所介護及び予防通所事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。  
3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。  
4 指定通所介護及び予防通所事業の提供中に、事業者の責に帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（提供拒否の禁止）

- 第 14 条 利用申込みがなされた場合は、正当な理由なく、指定通所介護及び予防通所事業の提供を拒まない。

（サービス提供困難時の対応）

- 第 15 条 利用申込みの際し、適切な指定通所介護及び予防通所事業を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者、又は地域包括支援センターへの連絡、適切な他の指定通所介護事業者等の紹介、その他必要な措置を講ずる。

（受給資格等の確認）

- 第 16 条 指定通所介護及び予防通所事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無、及びその有効期限を確かめる。  
2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容を確認する。

（要介護認定等の申請等に係る援助）

- 第 17 条 指定通所介護及び予防通所事業の提供の開始に際し、要介護、及び要支援認定（以下「介護

認定」という。)を受けていない利用申込者については、介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行う。

- 2 居宅介護支援サービス計画または介護予防ケアマネジメントが作成されていない場合等においては、法定代理受領サービスの提供を受けるための必要な援助を行う。

(居宅介護支援サービス計画または介護予防ケアマネジメントに沿ったサービスの提供)

- 第 18 条 居宅介護支援サービス計画または介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護及び予防通所事業を提供する。

(掲 示)

- 第 19 条 運営規程の概要、職員等の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、事業所内に掲示する。

(秘密保持)

- 第 20 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  
2 職員であった者は、退職後においても前項の秘密を保持する義務を負う。

(苦情処理)

- 第 21 条 指定通所介護及び予防通所事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容に配慮して、必要な措置を講ずる。  
2 提供した指定通所介護及び予防通所事業に関し、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

- 第 22 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。  
2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 23 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。  
(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る  
(2) 虐待防止のための指針の整備  
(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。  
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  
2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## (衛生管理等)

- 第24条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 本事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## (記録の整備)

- 第25条 指定通所介護及び予防通所事業、設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

## (非常災害対策)

- 第26条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

## (業務継続計画の策定等)

- 第27条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護及び予防通所事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## (地域との連携)

- 第28条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

## (身体的拘束)

- 第29条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと）を記録するものとする。

(法令との関係)

第30条 この規程に定めのないことについては、介護保険法並びに厚生労働省令等の法令に定めるところによる。

(その他運営についての留意事項)

第31条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 事業所は、適切な指定通所介護及び予防通所事業の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 指定通所介護及び予防通所事業の利用に際しての利用契約は、別に定める。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人聖徳園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

1. この規程は、令和8年4月1日から施行する。